

平成18年度本部役員

中央執行委員長

山田 隆幸

(芳賀日赤)

中央副執行委員長

佐合 政彦

(愛知血セ)

中央副執行委員長

小寺 悟

(鳥取日赤)

中央書記長

佐藤 浩光

(若手血セ)

中央会計

渡辺 智恵

(三原日赤)

中央執行委員

黒木 聖久

(名二日赤)

中央執行委員

河嶋 哲博

(筑前山田日赤)

中央執行委員

厚谷 祥一

(盛岡日赤)

会計監査委員

佐久間直紀

(千葉血セ)

会計監査委員

安藤 賢志

(大津日赤)

合を築いてまいりました。皆様から見れば過激な組合と思われたかもしれません。が、組合を存続するために必死だったのです。また三〇年です。我々の事業はひとえに患者さんのためにあります。そして時に、その患者さんと我々がなるのです。企業倫理の欠落した一部の企業のように労働の場を無くさないようこれからも世論の支持を受ける組合活動を四〇年、五〇年と行ってまいります。

記念大会は、組合員全員出席とはいきませんでしたが、初代執行委員長をはじめ歴代執行委員長が出席して、昔話に花を咲かせた数時間でした。行事開催もままならない昨今、盛大なうに無事閉幕致しました。

結成記念大会の開催に際し、本部をはじめ支援をいただきました各単組の皆様方に心より御礼を申し上げますとともに、今後ますますの御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。

(執行委員長・岸 喜一)



組合結成30周年 記念大会を開催

茨城県赤十字血液センター職員組合

去る二月四日、茨城県赤十字血液センター職員組合は、この三年間、組合員の皆様や本部役員の方々には様々なことを学ばせていました。心から御礼申し上げます。



給与構造改革の概要

1. 奉給表の改定

(1) 級構成の再編

- ① 一般職俸給表(一)について、現行1級及び2級、現行4級及び5級が統合されるとともに、10級が新設され、10級制となる。
- ② 一般職俸給表(二)について、現行3級と4級が統合され、5級制となる。
- ③ 医療職俸給表(一)について、現行4級が二分割され、現行5級が6級となり、6級制となる。

(2) 号俸構成の見直し

現行の号俸が4分割される。

【号俸の切替及び経過措置】平成18年4月1日における号俸の切り替えを全職員行い、4月1日号俸対象者はその後昇格(12月経過のため)となる。また経過措置として、新俸給表の俸給月額が切替日の前日において受けている俸給月額に達しないこととなる職員に対しては、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給される。

*号俸の切替は、担当者による手作業となるので、各自確認する必要がある。

2. 昇給・昇格の取扱い

(1) 平成19年の昇給時期における昇給号俸数

昇給時期(現行の定期昇給と特別昇給の統合)は年1回の4月1日に統一され、昇給のための勤務成績判定期間は、前年の4月1日から3月31日までとなる。

すべての職員(育休、病気等の長期休暇職員を除く)について平成19年4月1日から平成20年3月31日までを勤務成績判定期間として、平成20年

4月1日から勤務成績に基づく昇給制度が実施となる。平成19年4月1日は評価が行われないので一律、4号俸昇給となる。(予定)

(2) 昇給時期の統一

昇給時期を4月1日に統一する。

(3) 昇格の取扱い

昇格時の号俸決定については、現行の1号俸上位昇格制度が廃止され、昇格前の俸給月額に、昇格する上位級における基幹号俸間の最高間差額を参考として算出した額を加算した額に対応する上位級における俸給月額に、所要の号俸数を加算して決定する方式に改められる。また、新たな昇格事務の取扱いの簡便化を図るために、昇格時号俸対応表が新設される。これに伴い、従前の双子、三つ子の取扱いについては廃止となる。

(4) 枠外昇給の取扱いの見直し等

最高号俸を超えて昇給させる場合は、現行の昇給時期を延伸する取扱いから昇給号俸数を通常の半分程度とする取扱いとなり、併せて最高号俸を超える俸給月額の決定方法が改められる。

(5) 昇給停止制度の見直し

現行の昇給停止制度が廃止され、別表(省略)の年齢以上の職員の昇給については、その昇給号俸数を通常の職員の半分程度に抑制される。

3. 諸手当の改定

(1) 調整手当の廃止及び地域手当の新設

現行の調整手当に替えて、民間賃金が高い地域の施設に在勤する職員に対し、俸給・扶養手当及び役付手当の月額の合計額に、支給区分別の支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給される。

【経過措置】地域手当の支給割合については、激変緩和措置として、段階的な引上げ又は引下げが行われる。

(2) 広域異動手当の新設

転勤のある民間企業の従業員の賃金水準が地域における平均的な民間賃金水準に比して高い状況

にあることを考慮し、施設を異にする広域異動を行った職員で、異動前後の施設間の距離及び異動前の住居から異動直後に在勤する施設までの間の距離のいずれも60km以上となる職員に対し、当該異動した日から原則として3年以内の期間、俸給・扶養手当及び役付手当の月額の合計額に、異動距離区分に応じた割合を乗じて得た額の広域異動手当が支給される。(60km以上300km未満…100分の3、300km以上…100分の6)

4. 退職時の取扱い

退職時の特別昇給廃止に伴う経過措置については、当初の通知どおり平成18年度末まで残し、給与構造の改革とは切り離した対応をとる。平成16年度に通知した内容については1号俸を4号俸、2号俸を8号俸に置き換える。また、退職金及び特別退職金については、俸給と同様の取扱いとなる。(新俸給表の俸給月額が、切替前の俸給月額に達しない場合は達するまでの間、新旧俸給月額の差額が支給される)

*

以上、運用の詳細については、45回大会資料、協定書、本社通知文書(連絡第1386号、1389号、1390号)をご参照ください。

日赤新労は、給与構造の改革に際し、勤務成績に基づく評価制度については引き続き協議することとし、地域手当と給与要綱第35についても交渉事録を取り交わしています。

また、この改革を機会に、「昇格基準の適正な運用が行われていない施設において昇格基準表に基づく昇格要件を満たした職員については、それが事実であると認められる場合、速やかに昇格させるよう対処する」との本社回答を得ています。

各単組におかれましては、施設において遺漏なく取り扱われ、運用に不具合がないよう監視していただきたいと思います。また組合員におかれても、各自、号俸の切替等の確認作業をお願いします。